

令和7年度 府中市 男女共同参画推進のための 市民提案型講座事業募集要項

募集期間 5月1日(木)から6月15日(日) 午後5時まで

男女共同参画社会の実現を目指し、市民や地域に向けた講座を企画運営する市民団体・NPO法人・事業所等を募集します。

府中市男女共同参画センター
フューチャー

多様性社会推進課男女共同参画推進係

目次

1	趣旨	2
2	募集期間	2
3	募集团体数	2
4	応募資格	2
5	講座内容	3
6	委託内容	3
7	講座実施概要	4
8	事業経費について	4
9	託児について	6
10	市の支援	6
11	提出書類	6
12	配布場所	6
13	応募期限	7
14	実施スケジュール	7
15	選考方法	7
16	選考結果通知	9
17	その他	9
18	提出先・問い合わせ先	10

1 趣旨

府中市では、「第7次府中市男女共同参画計画」の課題Ⅱ「男女共同参画の推進に向けたマインドチェンジ」の課題「男女共同参画の意識づくり」に基づく事業として「府中市男女共同参画推進のための委託講座事業」を位置づけています。

男女の地位の平等を実現し、男女が共に認め合い、いきいきと豊かに暮らせる社会を実現するためには、社会のあらゆる分野において固定的性別役割分担意識の解消を図っていくための意識改革（マインドチェンジ）が必要です。

男女共同参画社会の実現を目指し、地域における男女共同参画の意識づくりや女性人権の啓発等、多様なテーマ・内容で、市内で活動する市民団体・NPO法人や事業所等の企画運営による男女共同参画推進のための市民提案型講座事業を実施します。

市民提案型講座を通じて、市民団体・NPO法人や事業所等へ活動の場・機会を提供することで、地域における男女共同参画啓発の担い手の育成に繋がります。これらの趣旨に基づき、企画運営する団体を募集します。

2 募集期間

令和7年5月1日（木）から6月15日（日）午後5時まで

3 募集团体数

2団体程度（1団体1講座。1講座あたり2～3回）

4 応募資格

(1) 府中市内で主に活動している市民団体

※1 府中市男女共同参画センター「フチャール」（以下、男女共同参画センター）の団体登録の有無は問いません。

※2 1団体3人以上。市内在住者、市内在勤者又は市内在学者が含まれていることが必要です。

(2) 上記「1 趣旨」に記載の内容に沿った活動を行っているNPO法人等

※3 複数の市民団体が共同して申請することも可能です。この場合、共同後の団体が※2の団体条件を満たしていれば応募可能です。

- (3) 市内で男女共同参画に関する事業を行っている事業所等
- (4) 営利又は特定の政党やこれに類する団体に関する活動若しくは宗教活動を目的とした団体でないこと。

5 講座内容

市民・地域に対して、第7次男女共同参画計画に基づき、いずれかをテーマとした講座であること。

テーマ	
1	ジェンダー平等の推進に関すること
2	地域活動における男女共同参画推進・意識づくりに関すること
3	性差に関する固定観念に関すること
4	デートDVなど暴力の防止に関する啓発
5	女性人権やリプロダクティブヘルス・ライツの啓発

※ 講座、講演会、ワークショップなど講座の形態は自由です。ただし、市内会場施設等の条件により実施できない場合があります。

※ 内容は公序良俗に反しないこととします。

※ 政治活動、特定の宗教への勧誘、特定の団体や組織、又は別の講座や講演会への勧誘及び営利活動等を目的とした内容は不可とします。

6 委託内容

- (1) 講座の企画立案
- (2) 講師の選定、依頼及び連絡調整
- (3) 受講者の募集

※ 受講者・託児希望者の申込受付は、各団体の電話、FAX等で受付をお願いします。

※ 受講希望者の個人情報の取扱いには十分注意してください。

- (4) 講座資料・必要物品等の用意
- (5) 会場設営、受付、企画運営及び会場撤収
- (6) アンケートの実施
- (7) 講座終了後の事業報告書の提出（アンケート集計結果添付）

7 講座実施概要

- (1) 実施期間 令和7年10月～令和8年2月
- (2) 実施場所 男女共同参画センター（※）
- (3) 定 員 20名以上
※ 料理など特定施設環境を要する講座について、他の市内施設が必要となる場合、会場手配は市が行います。
※ 民間施設の利用が必要な場合は内容に応じて市が判断します。
- (4) 講座時間 おおむね2時間程度
- (5) 講座参加者 原則として市内在住者、在勤者又は在学者が対象
- (6) 実施形態 原則対面開催とし、託児付き講座とすることも可能（同伴は除く）

8 事業経費について

事業総経費（委託料）1団体15万円以内

※ 参加費用を徴収する場合でも、経費の総額は15万円以内であること。

※ 講師謝礼は、P5の「謝礼単価基準」を参照。

以下の事業経費が対象となる主な経費です。

科目	対象となる経費の例
① 謝礼	講座の講師謝礼金 ※ 講座の講師謝礼額は、講師により異なり、市の基準に準拠します。 ※ 講師謝礼としての図書券、商品券当の金券、菓子折り等は対象外。
② 消耗品費	インク代、コピー用紙など講座準備に係る事務用消耗品代等
③ 印刷製本費	講座のチラシやポスター、当日使用する資料等の印刷代等 ※ 男女共同参画センターの印刷機は、モノクロ片面で10枚につき10円、カラー片面では2枚10円で印刷ができます。
④ 通信運搬費	講座実施に伴うチラシやポスターの郵送料（切手・はがき代など）、打合せや事業実施のために要する交通費 ※ 講師の交通費は謝礼に含める。
⑤ 保険料	業務に係る保険料
⑥ 使用料及び	車両・機材リース料、会場使用料等

賃借料	
⑦ 講座運営費	当日の講座運営（進行・受付・設営）に係る人件費
⑧ 事業運営費	チラシデザイン委託、写真撮影委託、契約に伴う収入印紙等事業を行う上での経費
⑨ その他	上記項目にない経費

参考 講師謝礼 謝礼単価基準（１時間あたり）

分類	講師等の区分	謝礼基準 （１時間あたり）
知識・教養等の講座及び講習会に係る謝礼金	大学教授、医師、弁護士、公認会計士、著名民間学者、一流ジャーナリスト、民間企業最高管理者層、国局部長級	13,700 円以内
	大学准教授・助教授、短期大学教授、民間専門研究者、民間企業上級管理者層、国課長級、弁理士、不動産鑑定士、高等専門学校教授、校長（都職員を除く）	12,200 円以内
研修会、講演会等に係る謝礼金	大学講師・助教、短期大学准教授・講師等、民間技術者、民間企業下級管理者層、税理士、国課長補佐級、高等専門学校准教授、教頭・副校長（都職員を除く）、NPO法人役員	10,500 円以内
	大学助手、民間一般技能者、民間企業監督者層以下、国係長級以下、教諭（都職員を除く）	9,500 円以内
	上記以外の方（知識経験者、各種専門家、NPO法人役員以外等）	7,400 円以内
健康増進・スポーツ・レクリエーション及び文化センター事業、公民館講座の料理・趣味実用講座等に係る謝礼金	市内文化団体・体育団体・自主グループ等の指導者	
	指導員（３人以上）…全指導員合計の謝礼の上限は１時間 6,500 円	6,500 円以内
	指導員（１人又は２人以上）…１人当たりの謝礼額の上限は１時間 3,000 円	3,000 円以内
	体育・レクリエーション等の指導者	
	主任指導者（A）	3,800 円以内
	主任指導者（B）	2,800 円以内
	サブ指導者	1,900 円以内
	アシスタント 体育指導員	1,300 円以内

※ 本事業は採用団体と市との間での委託契約になります。事業完了後に委託

料を支払います。

※ 男女共同参画センターを会場とする場合は、男女共同参画センターの使用料を免除します。また、開催時期が、施設の抽選期間前の場合には、会場を優先的に確保いたします。

※ 他の市内公共施設の会場を使用する際に、一部使用料が発生する施設がありますので、事前に相談のうえ、その経費を「賃借料」として計上することができます。

※ 他の市内公共施設を利用する場合は、託児用の部屋も確保してください(同伴は除く)。

9 託児について

託児付き講座の実施を予定している場合、市が保育協力者の手配及び謝礼の支払いを行いますので、経費としての申請は不要です。企画書に、託児付き講座であることを明記してください。

10 市の支援

採用された場合、次の支援が受けられます。

- (1) 広報ふちゅうへの掲載
- (2) チラシ・ポスターの公共施設への配架
- (3) 府中市ホームページへの掲載・メール配信

※ 詳しくは採用決定後に、別途ご案内いたします。

11 提出書類

- (1) 【別紙1】講座企画提案書
- (2) 【別紙2】府中市男女共同参画推進のための委託講座事業企画書
- (3) 【別紙3】府中市男女共同参画推進のための委託講座事業予算書
- (4) 団体規約、構成員名簿（個人情報採用団体選考目的でのみ使用）
- (5) 活動実績
- (6) その他参考となる資料

※ (1)～(3)についてはホームページからダウンロードできます。

12 配布場所

府中市男女共同参画センター「フチャール」

(府中市住吉町1-84 ステージ府中中河原4階)

※ 府中市ホームページからダウンロードできます。

13 応募期限

6月15日（日）午後5時まで

多様性社会推進課男女共同参画推進係へ提出書類一式をご持参ください。
郵送、宅配便、メール等でも受付可能です。

14 実施スケジュール

項 目	日 程
募集要項等の公表	令和7年5月1日（木）
申込書類の募集期間	令和7年5月1日（木）から 令和7年6月15日（日）午後5時 まで
1次選考（書類審査）結果通知 ※2次選考の対象となる団体を選 考します。団体への連絡は7月上旬 の予定です。	令和7年6月下旬予定
プレゼンテーションに係る追加書 類の提出期間	令和7年7月1日（火）から 令和7年7月15日（火）まで
2次選考 （ プ レ ゼ ン テ ー シ ョ ン ）	令和7年7月25日（金）を予定
審査結果通知・採用団体の公表	令和7年7月下旬

15 選考方法

第7次府中市男女共同参画計画の本旨に基づき、下記評価項目について、書類選考と2次選考対象団体による協議会でのプレゼンテーションを実施し、採用団体を決定します。

(1) 1次選考（書類審査）

参加申込に係る書類について、技術や運営等について、参加資格等を確認します。次の条件を満たすよう作成してください。

※ 提出書類の内容について、本市より問い合わせを行う場合があります。

ア 企画書について

- (ア) 専門知識を有さない者にも理解できるよう配慮し、図表などを用いて見やすく作成すること。
- (イ) 表紙、目次などを含め20ページ以内とし、A4判用紙に両面印刷し、

簡易製本する。また、文字サイズは12ptを標準とすること。

- (ウ) 企画書の様式は別紙2とするが、必要であれば別紙添付も可とする。

また、次の内容を必ず盛り込むこと。

- a 本企画を行う目的に対する考え方
- b 男女共同参画推進にあたっての総合的な視点、企画、提案等
- c 講座の実施方法、スケジュール、講座成果等
- d 本企画に係る実施体制
- e 同種講座実績等の有無

- (イ) 企画書は、印刷物のほか電子データ（PDFファイル等）一式を提出すること。

イ 見積書について

- (ア) 見積書は印刷物のほか、電子データ（PDFファイル等）一式を提出すること。
- (イ) 見積書には作業項目ごとの費用及び積算根拠を示した内訳書も添付すること。
- (ウ) 見積書は委託料上限額の範囲内で提案すること。
- (エ) 見積書は一切の経費を含むこと。

(2) 2次選考（プレゼンテーション審査） 令和7年7月25日（金）

提出された企画書をもとに、本企画に係る内容をプレゼンテーションしていただきます。時間は20分程度です。説明の際にパソコンを使用する場合は、各自ご持参ください。なお、プロジェクター及びスクリーンについては市で用意いたします。審査は、次に示す観点から評価いたします。

評価基準 採用団体を選定するための評価基準

No.	評価項目	評価のポイント	配点
1	団体の概要等	団体の活動状況等が、今回の講座を行うにあたって適当か	12
2	企画運営体制	配置スタッフは十分か 講座開催スケジュールに対応できる体制か	12
3	担当者の経歴と実績	担当者の本件委託業務に関する経験及び実績は十分か	4

4	類似企画実績等	今回の講座に生かすことが出来る経験があるか	4
5	本市の動向把握について	本市の男女共同参画に関する特徴・課題などを把握しているか	1 2
		企画にあたって、府中市市民のニーズの把握は十分か	1 2
6	講座開催体制について	開催時のサポート体制は十分か	1 2
7	見積金額について	見積内訳金額と講座内容が適当か	8
8	その他評価できる点について	全体を通して企画力、構想力は十分か	1 6
		団体の役割を理解しているか	8
	合 計		1 0 0

16 選考結果通知

選考結果は、令和7年7月下旬に通知する予定です。府中市と事業実施委託契約を締結していただく日程については、結果通知時に改めてご連絡いたします。

17 その他

- (1) 提出期限までに書類が提出されなかった場合には、いかなる場合であっても受付できませんのでご了承ください。
- (2) 参加申込書、業務提案書の作成及び提出にかかる費用は参加申込者の負担とします。
- (3) 本提案に係る提出物については返却いたしません。
- (4) 提出された書類は選考に関する目的以外には使用いたしません。
- (5) 企画書、予算書その他必要書類に虚偽の記載をした場合は、申請を無効とするとともに、契約解除及び違約金を請求する場合があります。
- (6) 採用団体の企画内容について、協議のうえ仕様書の変更を行うことがあります。

18 提出先・問合わせ先

府中市市民協働推進部多様性社会推進課男女共同参画推進係
男女共同参画センター「フチャール」

所在地：〒183－0034 府中市住吉町1－84

ステータ府中中河原4階

電話：042－351－4600（直通）